

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、旧警戒区域（南相馬市小高区）の事業所で会社を営む申立人らについて、旧警戒区域から県外への事業所移転には一応の合理性があり、これに伴う旧緊急時避難準備区域からの住居の移転（避難）及びその継続にも一応の合理性があるとして、平成25年8月までの1人月額10万円の避難慰謝料（日常生活阻害慰謝料）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1・同X2・同X3・同X4・同X5・同X6・同X7（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないこととする。

記

精神的損害・日常生活阻害慰謝料

（平成24年9月1日から平成25年8月31日まで）

（但し、平成23年3月の避難所生活による1名当たり月額2万円未払い分を含む。）

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目についての和解金として、下記の通り、合計金854万円の支払義務があることを認める。

記

申立人ら1名当たり各金122万円宛て

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

ア 申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

（ア）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して、別途損害賠償請求することを妨げない。

（イ）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して、別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続き費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月1日

（仲介委員 松田研一）